

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公開番号】特開2018-4682(P2018-4682A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-126637(P2016-126637)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 B 1/111 (2015.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

B 32 B 3/30 (2006.01)

B 32 B 7/023 (2019.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 B 1/111

G 02 F 1/1335 5 1 0

B 32 B 3/30

B 32 B 7/02 1 0 3

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月8日(2019.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

光学機能層の膜厚は、1.0~10.0 μmであることが好ましく、3.0~7.0 μmであることが更に好ましい。光学機能層の膜厚が1 μm未満の場合、酸素阻害による硬化不良を生じ、光学機能層の耐擦傷性が低下しやすくなる。一方、光学機能層の膜厚が10.0 μmを超えると、基材樹脂層の硬化収縮によるカールが強くなるため好ましくない。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

本実施形態に係る光学積層体において、光干渉方式で計測した光学機能層の最表面の凸部の平均面積と算術平均高さS_aとの積が4.7~44.0 μm³である。ここで、凸部とは、測定面に存在する全ての凸部の頂点及び凹部の最下点の平均レベルを通過する平均面を基準としたときに、この平均面より高い部分を指し、凸部の平均面積は、算術平均高さS_aにおける凸部の断面積の平均値である。また、算術平均高さS_aは、ISO 25178に準拠して測定される値であって、算術平均粗さR_aを面方向に拡張したパラメータである。凸部の平均面積と算術平均高さS_aとの積は、各凸部を柱状体としてモデル化した場合における、平均面上に存在する凸部の平均体積の近似値である。凸部の平均面積と算術平均高さS_aとの積は、平均面上に存在する凸部の大きさを表す指標であって、光学機能層表面の平滑感・ザラツキ感に相関性があるパラメータである。凸部の平均面積と

算術平均高さ S_a との積が $4.7 \mu m^3$ 未満の場合、光学機能層表面に形成される凸部の大きさが小さすぎるため、防眩性が十分に得られない。一方、凸部の平均面積と算術平均高さ S_a との積が $44.0 \mu m^3$ を超える場合、光学機能層表面に形成される凸部のサイズが大きすぎ、ザラツキ感が強くなる。